

12. 日本防火協会からのお知らせ

平成18年度幼年・少年・婦人防火クラブ等の共催行事の申請について

当協会におきましては、平成18年度も引き続き財団法人全国市町村振興協会のご支援を得て、幼少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の民間防火組織の拡充・強化を図るため、都道府県及び市町村幼少年婦人防火委員会の申請に基づき、その内容が適当と認められる行事について、当協会との共催行事として、その事業費の一部助成を予定しております。

つきましては、共催行事の実施を希望される場合は、当協会より送付しております「平成18年度共催行事申請要領」をご参照のうえ、当該行事を予定している団体におかれましては、平成18年3月6日までに都道府県消防主幹課長宛に申請書の提出をお願い致します。

なお、当該都道府県におかれましては、平成18年3月15日までに申請されるようお願い致します。

[▶ このページの上に戻る](#)

市町村幼少年婦人防火委員会の設置状況について

当協会におきましては、防災かみしばい「津波だ！いなむらの火をけすな」（財団法人都市防災研究所編集発行、内閣府（防災担当）監修）を全国の幼年消防クラブや少年消防クラブに対する防災教育のために、活用していただくよう配付の準備を進めているところです。

今年度中を目途に配付いたしますが、昨今の市町村合併等により、消防本部が合併・統合・廃止などのため、全国の幼少年婦人防火委員会の設置数が把握できていない状況です。

つきましては、全国の消防本部及び消防本部未設置の町村長あてに、標記委員会の設置状況につきまして、来る1月16日までに当協会あてにFAXしていただきますようお願い致します。

防災かみしばい 「津波だ！いなむらの火をけすな」

脚本／桜井信夫 画／藤本四郎

監修／内閣府（防災担当）

編集・発行／（財）都市防災研究所

贈 財団法人 日本防火協会

あらすじ

江戸時代の末、地震による大津波が紀州和歌山の広村（現在の和歌山県広川町）を襲いました。濱口梧陵（当時、儀兵衛）が稲むらに火をつけて村人を高台に導き、多くの命を救います。その後、私財を費やし、村人と協力して防波堤を作りました。

[▶ このページの上に戻る](#)

甲種防火管理「再講習」について

各地で再講習が開催される

日本防火協会では、本年4月から再講習を開催しており、各

消防本部等のご協力をいただき開催しております。

再講習の必要性が理解されたこともあり、全国各地において開催回数が増加しております。

また、受講者の方々から防火管理の重要性を再認識しました等再講習制度に対する理解の声を多くいただいており、防火協会としても更に教材等の充実を図り、皆様のご期待に応えていきたいと存じます。



福島での再講習風景

1 どうして再講習が必要なのか

近年、防火対象物の使用形態はますます複雑化し、これに伴い、新たな災害発生の危険性が生じています。また、新たな技術や機器の開発等に対応するために、消防法は随時改正されています。

防火管理者は、このような新しい形態の災害の状況等や最新の消防法令の内容を十分に熟知した上でなければその業務を適正に行うことが困難です。

このことから、特に高度な防火管理が必要とされる規模の大きな防火対象物の防火管理者については、5年に1度再講習を受講することが義務付けられました。

2 だれが対象なのか

収容人員が300人以上であるホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者が対象となります。

講習は5年に1度受講する必要がありますので、選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している人（防火管理講習を受講して4年を超える人）は、防火管理者に選任された日から1年以内に、それ以外の人（防火管理講習を受講して4年以内の人）は、最後に防火管理講習を受講した日から5年以内に再講習を受講する必要があります。

3 講習の内容は

甲種防火管理再講習では、

- (1) 防火管理者として法的に求められる責務を的確に果たすために必要な事項
- (2) おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防火管理との関係
- (3) 最近の火災事例に基づく、防火管理業務の基本的事項（出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性について、おおむね3時間の講習です。

4 いつまでに受講すればよいのか

ホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者に選任されている人が、平成14年4月1日までに甲種防火管理講習を修了している場合は、平成19年3月31日までに再講習を受講する必要があります。該当する防火管理者（甲種防火管理講習を受講後、5年以上経過している防火管理者）が多数存することから、（財）日本防火協会では、平成17年4月から講習を実施しております。

▲このページの上に戻る

目次

[1. 首都直下地震対策大綱](#)

[2. 平成17年度消防功労者総務大臣表彰](#)